

紹介手数料の返戻金制度等

紹介手数料は、在籍期間に応じて以下の通り分割して請求を行う。

1. 職業紹介成立1ヶ月後に紹介手数料の50%を請求する。
2. 初回請求より6ヶ月後に紹介手数料の25%を請求する。
3. 初回請求より12ヶ月後に紹介手数料の25%(残額)を請求する。

平成25年4月26日

事業所名 日本クリエート水戸
〒310-0061 水戸市北見町8-12
株式会社日本クリエート茨城
代表取締役 衣笠 勤